

答 申 第 80 号

平成13年10月23日

千葉県教育委員会

委員長 免 出 都司夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴 岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年7月18日付け教指第502号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年4月17日付けで異議申立人から提起された、平成9年3月24日付け教指第1220号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、平成7年度分の「訪問指導上の問題」を公開すべきである。

その余の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年3月24日付け教指第1220号で行った「平成7・8年度教科指導員活動状況報告書」（以下「本本文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本本文書を部分公開とした理由を「個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されているため。」と主張するが、教科指導員の氏名は全て明らかにされており、上記理由は成立しない。

イ 訪問先の学校が判明すると関係職員の氏名が明らかになるとの実施機関の主張は、非公開部分の拡大を内包するものであり許容できない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 教科指導員について

教科指導員は、教育委員会が定める教科指導についての重点目標及び方針に従い、教育庁学校指導部指導課及び地方出張所の指導主事と密接に連携し、教育に関する見識及び専門的な能力を生かし、適切な指導と助言を行っている。

このような事業の性格から、教科指導員の活動状況は、氏名と併せて県民への公表を

予定しているものである。

- (2) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

(ア) 本件文書において、教科指導員の氏名について事務事業の執行上公表を目的としていることから公開している。しかし、教科指導員自身の反省は、思想、信条、信仰、意識、趣味等個人の内心の秘密に関するものであり、本件文書の場合、教科指導員の氏名が公開されていることから、個人に関する情報と認められる。

(イ) 次に、本件文書には教科指導員の指導を受けた教員の授業に対する問題点や批判といった評価にあたる情報が記録されているが、これは、当該教員の一側面をとらえた偏った情報であり、当該教員の能力を総合的に表したものではなく、県民に誤解を与えるとともに当該教員にとって知られたくない情報であると認められる。そして、教科指導員から指導を受けた教員の所属する学校名については、本件文書において教科指導員の指導する教科が明らかなことから、これを公開すると学校要覧に記録された教員の氏名・担当教科という情報を結び付けることによって教科指導を受けた教員を識別できる情報であることが認められる。

(ウ) したがって、本件文書で非公開とした情報は本号本文に該当する。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

(ア) 本件文書について何人も閲覧できるとしている法令はなく、ただし書イに該当しない。

(イ) 教科指導員の反省や感想は、教科指導員の訪問指導という事務事業に関わって記録されたものではあるが、訪問指導上の問題というよりは、むしろ思想、信条、信仰、意識、趣味等個人の内心の秘密に関するものであり公表を目的としているものではない。

また、各教科指導員から活動状況報告書を県教育委員会あて提出させている趣旨は、教科指導についての重点目標の達成を図ることを目的としているものであり、公表することを目的としているわけではない。

したがって、ただし書ロに該当しない。

(ウ) 本件文書は、教科指導員の訪問指導を通じて教科指導についての重点目標の達成

を図ること等を目的として、その活動状況を把握しているものであり、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に作成したものではなく、教科指導員の具体的な訪問指導の状況等が記録されているだけであり、公開することが公益上必要であると認められない。

したがって、ただし書ハに該当しない。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

本件文書は、教育庁学校指導部指導課長及び地方出張所長の推薦により千葉県教育委員会教育長が平成7年度及び8年度に委嘱した教科指導員の活動の報告書である。

本件文書には、学校名、氏名、担当教科名、出張月日、出張先、指導内容、訪問形態、訪問時間及び教科指導員としての訪問指導上の問題が記録されている。

##### (2) 本件文書の非公開部分について

本件文書のうち非公開とされた部分は、教科指導員自身の感想や反省が記録されている部分及び教科指導員から指導を受けた教員が所属する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の名称のうち、他の情報と結び付けることによって、指導を受けた教員が特定される部分である。

##### (3) 旧条例第11条第2号該当性について

###### ア 「訪問指導上の問題」について

###### (ア) 教科指導員の報告書には、訪問指導上の問題点が記入されているものや全く記入されていないものが認められる。

また、記入されている場合であっても、その内容は、教科指導員事業に対する提言や要望である場合や、教科指導員自身の反省、感想である場合など種々の情報が記録されている。

###### (イ) 実施機関は、訪問指導上の問題について非公開とした情報が、思想、信条、信仰、意識、趣味等個人の内心の秘密に関する情報であって、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当せず、公開しないことができる情報であると主張する。

###### (ウ) しかしながら、本件文書のうち平成7年度分において非公開とされた部分の内容

は、教科指導員事業に対する提言、要望であり、これは実施機関の当該事業遂行上の参考となる情報であって、実施機関の主張するような教科指導員個人の内心の秘密に関する情報とまでは認められず、本号本文に該当しないと判断する。

- (エ) 一方、平成8年度分において非公開とされた部分の内容は、報告書を作成した教科指導員が自己の反省をこめて記入したものであり、本号本文に該当し、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない情報であると認められるので、公開しないことができる情報であると判断する。

イ 「出張先」及び「指導内容」について

- (ア) 教科指導員の出張先学校名について

本号にいう「特定個人が識別され、又は識別され得る」情報とは、住所、氏名等の当該情報のみによって特定個人を識別できる場合のみならず、他の情報と結び付けることにより特定個人を識別し得る情報も該当するものと解される所、教科指導員の出張先学校名は、既に指導教科名が公開されていることから、一般人が閲覧可能な「学校要覧」と組み合わせることによって、指導を受けた教員が識別され得る情報であると認められる。

したがって、教科指導員の出張先学校名は本号本文に該当する。

- (イ) 指導内容について

教科指導員の出張先学校名については、(ア)において指導を受けた教員が識別され得る情報として本号本文に該当すると判断したが、それぞれに対応する指導内容についても同様に個人に関する情報と認められる。

- (ウ) 出張先学校名と指導内容との関係について

- a 指導内容については、具体的な指導内容が記録されていないものと授業に対する評価や問題点等が具体的に記録されたものが認められる。
- b 実施機関の説明によれば、具体的な指導内容が記録されていないものについて、公開することによって、特定の学校の教員が教科指導員から指導を受けたという事実は明らかになるが、これは教科指導員の活動状況の範囲内の情報として公表目的であるとのことであり、本号ただし書ロに該当する情報として出張先学校名と併せて既に公開されている。
- c 具体的な指導内容が記録されているものについては、その内容が教科指導を受けた教員が行う授業、用いる題材等の評価や問題点であり、これらの情報につい

ては公表を予定しているものとは認められない。しかしながら、指導内容に対応した出張先学校名を非公開とすることにより、特定個人を識別することができない情報となり、公開することができると判断する。

このことから指導内容が具体的に記録されているものについて、教科指導員の出張先学校名は本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない情報として公開しないことができると判断する。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分のうち平成7年度分における「訪問指導上の問題」は旧条例第11条第2号に該当せず、公開すべきである。

その余の部分について、同号該当により非公開とした決定は妥当である。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
9. 7. 18	諮問書の受理
10. 1. 5	実施機関の理由説明書の受理
10. 3. 25	審議 (第84回審査会)
12. 12. 22	実施機関から非公開理由の聴取 審議 (第118回審査会)
13. 9. 26	審議 (第126回審査会)

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年9月26日現在)